

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人安曇野市観光協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県安曇野市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、安曇野市の自然、文化、歴史、産業等の有形無形の財産を活用し、観光産業の振興、並びに、観光客の誘致を図り、もって安曇野市の産業経済の活性化及び、向上に寄与することを目的とすると共に、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 観光、農業その他産業の振興に関する事業
- (2) 観光客の誘致、広報宣伝及び受入態勢の整備に関する事業
- (3) 観光情報の収集及び提供に関する事業
- (4) イベントの企画、運営に関する事業
- (5) 映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致、支援に関する事業
- (6) 観光資源の保護、開発に関する事業
- (7) 会員の研修、市民のホスピタリティー啓発に関する事業
- (8) 旅行業法に基づく旅行商品の企画、造成、斡旋、販売に関する事業
- (9) 安曇野市及び各種団体からの受託事業に関する事業
- (10) 地域産業に関する商品の企画・商品化及び販売に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するため必要と認める事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告方法は、事務所の掲示場へ掲示する方法により行う。

第2章 社員

(社員種別)

第5条 当法人の社員は次の2種類とし、普通社員を持って一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 普通社員 当法人の目的に賛同し入社した団体又は法人並びに個人
- (2) 賛助社員 当法人の事業を賛助するため入社した団体又は法人並びに個人
(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

なお、この処置は直後の社員総会において報告しなければならない。

(経費の負担)

第7条 普通社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費（以下「会費」という）を支払う義務を負うものとする。

なお、途中入社の場合、会費の負担額は当該月からの月割計算によるものとする。

2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 1年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(6) 総社員の同意があったとき

(社員の資格喪失に伴う権利義務)

第9条 社員が前8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(退社)

第10条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、文書にて退社の予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は、社員としての義務に反したときは、社員総会の特別決議により除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての普通社員を持って構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 理事会において社員総会に付議した事項

(6) 定款の変更

(7) 解散

(8) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第 16 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(定足数)

第 18 条 社員総会は、社員総数の 2 分の 1 以上の出席が無ければ開会することができない。

(議決権)

第 19 条 普通社員 1 人 1 議決権を有する。

(決議)

第 20 条 社員総会の議事は、法令及びこの定款に特に定めのある場合のほかは、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

この場合において、第 18 条及び前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

2 前項の場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 17名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 前項の代表理事をもって、当協会の会長とする。
 - 4 理事に副会長、専務理事及び常務理事をおくことができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

ただし、再任することができる。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること。
- (3) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に社員総会の招集を請求すること。

(解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により解任することができる。この場合、当該役員に対し決議前に弁明の機会を与えるものとする。ただし、監事については、第20条2によるものとする。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に耐えないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。
(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要事項は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 31 条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会に付議するべき事項
- (2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の決議を要しない本法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第 32 条 理事会は会長がこれを招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長が行う。会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

(決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会長（会長に事故ある場合は理事）及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 37 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 38 条 拠出された基金は、拠出時に定めた期限までは返還しない。

(基金返還の手続き)

第 39 条 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及びその他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(経費の支弁)

第 40 条 当法人の経費は、次の収入を持ってこれに充てる。

- (1) 社員の年会費
 - (2) 市補助金、委託費
 - (3) 負担金、その他収入
- (事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の決議を経たうえで定時社員総会に提出し、第 1 号から第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算表 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算表 (正味財産増減計算書) の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を事務所に 5 年間据え置くと共に、定款、社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(余剰金の分配制限)

第 44 条 当法人は、社員その他のものに対し、余剰金の分配をすることができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、安曇野市に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 48 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 10 章 雑則

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 51 条 当法人の設立時の役員名 略

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 52 条 設立時社員の氏名及び住所 略

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令に従う。

原本と相違ないことを証明する。

平成 30 年 5 月 30 日

一般社団法人安曇野市観光協会 会長 丸山庄一[Ⓔ]